

下水道局随意契約状況の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、随意契約の状況を県民に公表することで、下水道局が行う公共調達
の競争性及び透明性を確保し、公費支出の抑制に繋げ、随意契約の適正化を図ることを
目的とする。

(公表対象)

第2条 地方自治法第234条第1項の規定に基づく下水道局の支出の原因となる物品
役務等の随意契約。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは本要綱に基づく公表
の対象外とする。

- (1) 予定価格の額が埼玉県流域下水道事業財務規程第183条各号に定める額を超えな
いもの
- (2) 他の制度やシステムにより公表されるもの
- (3) 埼玉県情報公開条例第10条各号に規定する不開示情報に該当する情報が含まれる
もの
- (4) 埼玉県流域下水道事業財務規程第152条の規定により契約書の作成を省略したも
の

(公表内容)

第3条 公表内容は、次のとおりとする。

- (1) 契約締結課所
- (2) 契約件名
- (3) 契約の相手方
- (4) 契約期間の始期
- (5) 契約期間の終期
- (6) 契約金額
- (7) 随意契約の理由（根拠条項）
- (8) その他必要な事項

(公表方法)

第4条 公表は、埼玉県オープンデータポータルサイトに掲載することにより行うものと
する。

(公表時期)

第5条 公表は、四半期毎に取りまとめ、当該期間経過後2月以内に公表するものとす

る。

(公表期間)

第6条 公表期間は、公表した年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公表に関し必要な事項は、下水道局下水道管理課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月8日から施行し、令和4年度予算の執行に係る契約から適用する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに締結した契約については、令和4年12月28日までに公表するものとする。
- 3 この要綱は、令和6年7月5日から施行し、令和6年度第一四半期分から適用する。